

## 第27回たつの市農業委員会総会（2月定例会）議事録

令和8年2月26日（木）午前10時から第27回たつの市農業委員会総会（2月定例会）を新館3階301・302会議室において招集した。

出席委員15名

1	三村 誠	2	酒井 幸男	3	森下 長幸	4	松本 有史
5	福田 敏和	6	河井 由一	7	石田 政行	8	八木 正邦
9	松田 泰政	10	井上 昇造	11	水田 達實	12	田淵 大勝
13	岩田きん子	14	井上 親志	15	瀧口 節子	16	真殿 利晴
17	苗村 武大	18	猪澤 敏一	19	前田喜代和		

事務局の出席者 2名

主 幹	井上 吾郎	副主幹	近藤 由香
-----	-------	-----	-------

### 1 開 会

○会長職務代理者（八木正邦委員）

あいさつ（内容省略）

### 2 開会宣告

○議長（八木正邦 会長職務代理者）

只今から第27回たつの市農業委員会総会を開会いたします。

なお、本日、猪澤会長より欠席届が提出されておりますので、農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定により、私が議長の職務を行いますので、よろしくお願ひします。

それでは、本日の出席委員数等について事務局から報告させます。

○事務局（井上吾郎君）

命によりご報告します。本日ただ今の出席委員数は15名でありますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議は成立しております。

なお、4番松本有史委員、12番田淵大勝委員、17番苗村武大委員、18番猪澤敏一会長からは欠席の届出を受けております。

たつの市農業委員会会長専決規程により、専決処分した  
・農地法第4条の規定による使用目的変更の届出について



○議長（八木正邦 会長職務代理者）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので、原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 173 号」は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第 3「議案第 174 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転・売買の承認について」を議題といたします。

なお、6 件目の番号 1210 については、                    委員に関する事項を含んでおります。

農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、議事参与が制限されますので、先にこれ以外の案件を審議することといたします。

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第 174 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転・売買の承認について」

3 条売買の案件が 25 件出ておりますが、6 件目の番号 1210 を除いて、先にご説明いたします。

1 件目の番号 1208 の申請地は、揖西町                    、                    及び                    の田で、合計面積は 3,421 m<sup>2</sup>、譲受人は                    、譲渡人は                    、譲渡人は高齢で耕作管理が難しいことから、新たに耕作をしたいと考えていた譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、譲渡人から引き継いだぶどう畑と露地野菜を栽培する営農計画をたてており、ぶどうの栽培技術は譲受人から指導を受けながら栽培するとともに、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

2件目の番号 1232 の申請地は、揖保町 [redacted] 及び [redacted] の田で、合計面積は 895 m<sup>2</sup>、譲受人は [redacted]、譲渡人は [redacted]、譲渡人は高齢で県外居住のため耕作管理が難しいことから、空き家に付随する農地として耕作したいと考えていた譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、農業専門職員による講習を受け栽培技術を積んだうえで露地野菜と水稻を作付けする営農計画をたてており、耕作するために必要な農機具は所有及びリースにより確保しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

3件目の番号 1234 の申請地は、揖西町 [redacted]、[redacted] 及び [redacted] の田で、合計面積は 4,315 m<sup>2</sup>、譲受人は [redacted]、譲渡人は [redacted]、譲渡人は高齢で耕作管理が難しいことから、地域で耕作面積を増やしたいと考えていた譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人である [redacted] につきましては、農地所有適格法人として申請があり、法人形態要件、事業要件、議決権要件及び役員要件のすべてを満たしています。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

4件目の番号 1235 の申請地は、揖西町 [redacted] の田で、面積は

1,960 m<sup>2</sup>、譲受人は揖西町 [REDACTED]、譲渡人は [REDACTED]、譲渡人は高齢で市外居住により耕作管理が難しいことから、地域で耕作面積を増やしたいと考えていた譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は [REDACTED] の組合員として地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

次の5件目の番号1209から20件目の番号1224までは同一案件となります。これら16件全てに関しまして、譲受人は、 [REDACTED] であるため、以降の譲受人の読み上げについては省略いたします。なお、6件目の番号1210につきましては、 [REDACTED] 委員に関する事項を含んでいるため、これ以外についてご説明させていただきます。

また、本件については参考資料を配布しておりますのでご参照をお願いします。

5件目の番号1209の申請地は、新宮町 [REDACTED] の田で、面積は86 m<sup>2</sup>、譲渡人は [REDACTED]

7件目の番号1211の申請地は、新宮町 [REDACTED] 及び [REDACTED] の田で、合計面積は2,665 m<sup>2</sup>、譲渡人は [REDACTED]

8件目の番号1212の申請地は、新宮町 [REDACTED] の田で、面積は1,383 m<sup>2</sup>、譲渡人は [REDACTED]

9件目の番号1213の申請地は、新宮町 [REDACTED] の田で、面積は3,068 m<sup>2</sup>、譲渡人は [REDACTED]

10件目の番号1214の申請地は、新宮町 [REDACTED] 及び [REDACTED] の

田で、合計面積は 5,826 m<sup>2</sup>、譲渡人は [REDACTED] [REDACTED]

11 件目の番号 1215 の申請地は、新宮町 [REDACTED] の田で、面積は 1,506 m<sup>2</sup>、譲渡人は [REDACTED]

12 件目の番号 1216 の申請地は、新宮町 [REDACTED] の田で、面積は 1,075 m<sup>2</sup>、譲渡人は [REDACTED]

13 件目の番号 1217 の申請地は、新宮町 [REDACTED] の田で、面積は 535 m<sup>2</sup>、譲渡人は [REDACTED]

14 件目の番号 1218 の申請地は、新宮町 [REDACTED] の田で、面積は 1,191 m<sup>2</sup>、譲渡人は [REDACTED]

15 件目の番号 1219 の申請地は、新宮町 [REDACTED] の田で、面積は 1,591 m<sup>2</sup>、譲渡人は [REDACTED]

16 件目の番号 1220 の申請地は、新宮町 [REDACTED] の田で、面積は 1,269 m<sup>2</sup>、譲渡人は [REDACTED]

17 件目の番号 1221 の申請地は、新宮町 [REDACTED] の田で、面積は 486 m<sup>2</sup>、譲渡人は [REDACTED]

18 件目の番号 1222 の申請地は、新宮町 [REDACTED] 及び [REDACTED] の田及び畑で、合計面積は 472 m<sup>2</sup>、譲渡人は [REDACTED]

19 件目の番号 1223 の申請地は、新宮町 [REDACTED] 及び [REDACTED] の田で、合計面積は 2,851 m<sup>2</sup>、譲渡人は [REDACTED]

20 件目の番号 1224 の申請地は、新宮町 [REDACTED]、[REDACTED] 及び [REDACTED] の田で、合計面積は 2,939 m<sup>2</sup>、譲渡人は [REDACTED]

これら 16 件はすべて新宮町 [REDACTED] 地区で、合計面積は 28,005 m<sup>2</sup>、

合計筆数は22筆、譲渡人の総人数は16名です。

譲受・譲渡理由についてですが、いずれも、譲受人が農地の維持管理と有効活用を図るため、大規模農地を探していたところ、耕作者不足に悩む地域を紹介され、この度、譲渡人より農地を引き継ぐことで合意に至ったものでございます。

また、譲受人である[ ]につきましても、農地所有適格法人として申請があり、法人形態要件、事業要件、議決権要件及び役員要件のすべてを満たしています。

なお、本件につきましては、3条申請にかかる売買面積の合計が[ ]地区と[ ]地区で合計約7.8haと広大であり、慎重に審議する必要がありますことから、去る1月19日に、農業委員会から[ ]会長、[ ]職務代理者、新宮地区代表として[ ]委員、[ ]地区担当の[ ]委員、[ ]地区担当の[ ]委員及び事務局が同席し、申請者である[ ]の[ ]氏、[ ]氏、営農型太陽光の担当者である[ ]の[ ]氏に出席を願い、申請にあたり必要な情報について聞き取りを行いました。

調査内容について説明いたします。

1点目、譲受人の概要についてでございます。

[ ]（以下、譲受人）は、令和3年6月に太陽光発電事業を主体とする[ ]の農業部門の完全子会社として設立されました。また、令和4年12月に、[ ]において、農地所有適格法人として認定され、現在、[ ]、[ ]で、約1.4haで露地野菜等を耕作しています。会社の構成は、社長を[ ]と同じ[ ]氏、社員4名、パート11名でございます。

2点目、申請にかかる経緯についてでございます。

[ ]は、[ ]地区で太陽光発電の案件があった際に、地域の方から、農業を継続することが将来的に難しく困っているという相談を複数から受け、営農型太陽光を検討することになりました。

令和6年2月頃の当初の相談以降、営農型太陽光発電施設前提で進めていきましたが、パネル下部での作付品目が決まらず、協議が進展しない状況でした。ただ、土地所有者との契約から2年以上経過し、農地として耕作しないまま地元からも指摘があったことから、

会社として方針転換し、まずは農業をきっちりと行い、認定農業者となり、そのうえで営農型太陽光発電を進めていくことを決定し、この度の農地法第3条申請に至ったものでございます。

3点目、目標・展開等についてでございます。

令和8年度から、アグリ事業として利益計上できる組織へ転換していくにあたり、たつの市エリアでは、まず、          地区（約3ha）で、枝豆、ブロッコリーを、          地区（約4.9ha）では、水稻を4ha、裏作で大根を2ha作付けする予定とのことでございます。また、令和9年には、水稻10ha作付けすることを目指しており、将来的には、100ha以上の水稻の作付を行っていききたいとのことでした。

4点目、機械設備、施設等についてでございます。

所有済みのものは、トラクター2台（100馬力、18馬力）、その他アタッチメント、堆肥散布機、軽トラ2台、軽バン1台、普通車1台、積載者1台、フォークリフト、バックホーでございます。

契約済みで購入予定のものは、田植え機、コンバイン、農業用ドローン、野菜関連機（洗浄機、選別機、運搬機等）でございます。

なお、これらを格納する農業用倉庫については、          地区の集会所の裏の空き倉庫を賃貸契約にて借りる予定とのことでございます。

5点目、労働力についてでございます。

          の従業員が2名、          地区で空き家を購入し居住する予定で、収穫等の際に、パートを雇用する予定とのことでございます。

6点目、技術等についてでございます。

認定農業者である技術顧問が、定植期、収穫期に1週間ずつ滞在し指導するとのことでございます。また、          地区で営農型太陽光をする際には、ブルーベリー栽培をする予定ですが、          の社員である          氏が          のブルーベリー農家であるため、技術面は支障ないとのことでございます。

7点目、販売先等についてでございます。

          、          、          の市場、          、          直売所等のスーパー、社内での販売等とのことでございます。

8点目、資金調達についてでございます。

提出のあった収支計画等においては、厳しい状況ではあるものの、土地購入、機械購入等については、親会社である[ ]からの資金援助を受けて、アグリ事業を継続していくとのごです。また、今回の田植え機、トラクターの機械購入でも[ ]万円を[ ]から補填しているとのことごです。

9 点目、地域の農業との関係ごです。

[ ]地区では、水利費は[ ]が負担し、水利調整については、地元耕作者と話し合い、ルールを守っていくとのごごです。また、鳥獣害対策は電柵を設置する計画とし、草刈りは、社員が春と秋に実施するとのことごです。

10 点目、営農型太陽光の今後の予定ごです。

まずは農業を継続することに力をいれ、認定農業者になってから、営農型太陽光を考えており、概ね2年後を目標に進めていきたいとのごごです。また、太陽光パネルの下部での作付けは、ブルーベリーを栽培する計画で、ポットの溶液栽培で4500株を植える予定とのごごです。

以上のことから、譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、新たに地域で耕作するための計画を立てており、必要な農機具も所有及び購入予定で、耕作管理のための従事者も確保できるとのことであるため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

なお、[ ]地区の残り3筆及び[ ]地区の3条申請については、相続登記等の遅れがあり3月以降に申請される旨確認しております。

21 件目の番号1228の申請地は、新宮町[ ]の田で、面積は238㎡、譲受人は[ ]、譲渡人は[ ]、譲渡人は高齢で耕作管理が難しいことから、地域で耕作面積を増やしたいと考えていた譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものごです。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受

人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

22 件目の番号 1233 の申請地は、新宮町 [redacted] 及び [redacted] の田及び畑で、合計面積は 1,080 m<sup>2</sup>、譲受人は [redacted]、譲渡人は [redacted]、譲渡人は高齢で県外居住のため耕作管理が難しいことから、空き家に付随する農地として耕作したいと考えていた譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、社会人用農業学校を受講済みで、露地野菜及び果樹を作付けする営農計画をたてており、将来的には [redacted] 地区に転居する予定で、耕作するために必要な農機具は所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

23 件目の番号 1239 の申請地は、新宮町 [redacted]、[redacted] 及び [redacted] の田で、合計面積は 3,815 m<sup>2</sup>、譲受人は [redacted]、譲渡人は [redacted]、譲渡人は相続したものの耕作管理が難しいことから、新たに農地を耕作したいと考えていた譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、水稻を作付けする営農計画をたてており、耕作するために必要な農機具は義理の父から借受けし、同時期に購入した近隣地の空き家倉庫に保管する予定であり、耕作指導も受けるとのことで、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

24 件目の番号 1207 の申請地は、揖保川町 [REDACTED]、[REDACTED]、  
[REDACTED] 及び [REDACTED] の田及び畑で、合計面積は 3,400 m<sup>2</sup>、譲受人  
は [REDACTED]、譲渡人は [REDACTED]、  
[REDACTED]、譲渡人は高齢で耕作管理が難しいことから、ビニール  
ハウスで栽培面積を増やしたいと考えていた譲受人に農地を譲り  
渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受  
人は、多肉植物の栽培を大規模に行っており、必要な農機具も所有  
しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕  
作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められ  
ます。

25 件目の番号 1231 の申請地は、御津町 [REDACTED] の畑で、面  
積は 449 m<sup>2</sup>、譲受人は、[REDACTED]、譲渡人は  
[REDACTED]、譲渡人は高齢で耕作管理が難し  
いことから、以前から耕作管理していた譲受人に農地を譲り渡すこ  
とで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受  
人は、露地野菜を作付けする営農計画をたてており、耕作するた  
めに必要な農機具は所有しているため、今後、農地を効率的に利用  
するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕  
作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められ  
ます。

よって、いずれも農地法第 3 条第 2 項の不許可の要件に該当しま  
せんので許可相当と考えます。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（八木正邦 会長職務代理者）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませ  
んか。

（[REDACTED] 委員）

番号 1204 から 1224 について、親会社が [ ] で太陽光業者をしており、2、3 年を目途に営農型太陽光発電をするとのことである。 [ ] 委員も事業者から話を聞いたことがあるとのことなので、どのような感じだったか教えて欲しい。

( [ ] 委員)

[ ] については、数年前から農業法人として事業をされるとのことであるが、親会社である [ ] については、太陽光発電の関係で、10 年程前から存じ上げている。担当の [ ] さんからは、全国で太陽光発電の事業をしているが、太陽光発電も地域によっては拒否反応を示されるなかで、地域に受け入れてもらうには、まず農業から参入し何年か農業をしたうえで、営農型太陽光で進めて行きたいという話を聞いていた。その後、今回の話が出てきた状況である。今は [ ] で農業を行っており、会社もしっかりしている。今回の [ ] 地区、 [ ] 地区の話もしかり、個人の方から田を売買したいという相談をいろいろと聞き、周辺の方にも声掛けするが、誰一人買いたいという人はいない。そうなるとその辺りの農地は放棄田になってしまう。そういったなかで、これからは、一つのモデルとしてこのような外部からの責任感のある事業者が、農業をしていくということを受け入れて、管理していってもらわなければ、なかなか地元で農業を継続していくのは難しい。 [ ] は [ ] で野菜を 5 反ほど耕作しており、農業にこれまでも携わっていた方がされている。 [ ] にかかわらず、このように新しいモデルとして、農業をしたいという方を受け入れていかなければ、農地は守れないのではないかと考えている。今回のケースは最初からこれだけの面積で営農型太陽光をするのではなく、農業参入してからということなので、良いのではないかと思う。

( [ ] 委員)

内容はわかりました。

私の担当地区でも営農型太陽光はあるが、実際には耕作がきちんとできていないという現状がある。3 年間継続して、認められなければ、撤去となるのか。

(事務局)

営農型太陽光については、許可後、毎年報告義務がある。その際に、きちんと出来ていなければ、県からも是正指導が入ります。また、許可期間の終了が来れば更新するため申請が必要になりますが、その時には、今の現状を踏まえた判断になるので、きちんと出来て



■■■■、譲渡人は■■■■、譲受人が農地の維持管理と有効活用を図るため、大規模農地を探していたところ、耕作者不足に悩む地域を紹介され、この度、譲渡人より農地を引き継ぐことで合意に至ったものでございます。

譲受人が農地取得の要件等を満たしていることについては、先ほどの、5件目の番号1209から20件目の番号1224での説明と同様でございますので、省略させていただきます。

よって、農地法第3条第2項の不許可の要件に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（八木正邦 会長職務代理者）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありますか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので、原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第174号」、番号1210は、原案のとおり承認することに決しました。

（■■■■委員 入室）

次に、日程第4「議案第175号 農地法第3条の規定による所有権移転・贈与の承認について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第175号 農地法第3条の規定による所有権移転・贈与の承認について」

3条贈与の案件が2件出ておりますので、ご説明いたします。

1件目の番号1227の申請地は新宮町■■■■の田で、面積は176㎡、譲受人は■■■■、譲渡人は■■■■、譲渡人は高齢で耕作管理が難しいことから、隣接地を耕作している譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

2 件目の番号 1237 の申請地は新宮町 [REDACTED] 及び [REDACTED] の畑で、合計面積は 338 m<sup>2</sup>、譲受人は [REDACTED]、[REDACTED] で [REDACTED] です。譲渡人は [REDACTED]、譲渡人は高齢で耕作管理が難しいことから、地域で耕作をしたいと考えていた譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、露地野菜を作付けする営農計画をたてており、耕作するために必要な農機具は所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

よって、いずれも農地法第 3 条第 2 項の不許可の要件に該当しませんので許可相当と考えます。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（八木正邦 会長職務代理者）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありますか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 175 号」は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第5「議案第176号 農地法第3条の規定による使用貸借権設定の承認について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第176号 農地法第3条の規定による使用貸借権設定の承認について」

3条使用貸借権設定の案件が1件出ておりますので、ご説明いたします。

番号1204の申請地は揖保町[ ]の田で、面積は1,530㎡、借受人は[ ]、貸出人は[ ]、貸出人は農機具が無く耕作管理が困難なため、地域で耕作面積を増やしたいと考えていた借受人に10年間、使用貸借することで合意に至ったものでございます。

借受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、借受人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

よって、農地法第3条第2項の不許可の要件に該当しませんので許可相当と考えます。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（八木正邦 会長職務代理者）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありますか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第176号」は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第6「議案第177号 農地法第5条の規定による使用

目的変更及び所有権移転・売買に対する意見について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第 177 号 農地法第 5 条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買に対する意見について」

5 条所有権移転・売買の案件が 4 件でしておりますので、ご説明いたします。

なお、4 件目の番号 1241 につきましては、申請地に、県道から入るための床板設置にかかる見積りが添付されていなかったことから、地区委員会までの提出を指導しておりましたが、期限までに提出がなかったため、申請資料の提出後に再審議すべきとのことで、継続審議となりました。

1 件目の番号 1236 の申請地は、揖保川町 [REDACTED] の畑で、面積は 132 m<sup>2</sup>、農地区分は、住宅、事業の用に供する施設等が連たんする第 3 種農地（3-（3））に該当すると判断します。

申請人は、譲受人が [REDACTED]、譲渡人は [REDACTED] 外 1 名、転用目的は、譲受人が購入した隣接する居宅を会社の役員住宅とするにあたり、駐車スペースがないことから露天駐車場及び通路にするものです。

土地の造成期間は許可日から 45 日間となっております。

必要な資金は自己資金で賄いますので、金融機関の残高証明書で必要な資金が準備できていることを確認しました。

転用の妨げとなる権利設定や他の法令の制限はなく、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、隣接農地はなく、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

2 件目の番号 1238 の申請地は、揖保川町 [REDACTED] の畑で、面積は 1,008 m<sup>2</sup>、農地区分は、住宅、事業の用に供する施設等が連たんする第 3 種農地（3-（3））に該当すると判断します。

申請人は、譲受人が [REDACTED]、譲渡人は [REDACTED]、転用目的は、譲受人の会社従業員のための露天駐車場です。

土地の造成期間は令和8年4月20日から60日間となっております。

必要な資金は自己資金で賄いますので、金融機関の残高証明書で必要な資金が準備できていることを確認しました。

道路法24条申請等、他の法令による手続きは申請中ではありますが、転用の妨げとなる権利設定はありませんので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、隣接農地はなく、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

3件目の番号1240の申請地は、揖保川町 [REDACTED] の田で、面積は801㎡、農地区分は、農地区分は、公共施設等から至近距離（おおむね300m以内）の第3種農地（3-（2））に該当すると判断します。

申請人は、譲受人が揖保川町 [REDACTED]、譲渡人は [REDACTED]、転用目的は、貸露天駐車場及び自己の露天駐車場です。

土地の造成期間は許可日から10日間となっております。

必要な資金は自己資金で賄いますので、金融機関の残高証明書で必要な資金が準備できていることを確認しました。

転用の妨げとなる権利設定や他の法令の制限はなく、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、周囲の同意を得ており、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

よって、番号1241は継続審議、それ以外はいずれも農地法第5条第2項の不許可の事項に該当しませんので許可相当と考えます。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（八木正邦 会長職務代理者）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありません。

んか。

(「なし」の声あり)

ご発言がないので「議案第 177 号」の番号 1241 は継続審議、そのほかの案件は原案のとおり許可相当として意見を付して進達することに決してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、「議案第 177 号」の番号 1241 は継続審議、そのほかの案件は原案のとおり許可相当として意見を付して進達することに決しました。

次に、日程第 7「議案第 178 号 農用地利用集積等促進計画案に係る農業委員会の意見聴取について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局 (井上吾郎君)

「議案第 178 号 農用地利用集積等促進計画案に係る農業委員会の意見聴取について」

農用地利用集積等促進計画作成で貸借権等を設定する場合、本促進計画案を農地中間管理機構の地域審査会で諮るとともに、市農業委員会に諮り意見書を附して回答することとなっております。最終的には、農地中間管理機構において促進計画の決定後、市へ認可申請があり、市が公告することになります。

今回は、貸借権等の設定にあたり、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づき、市長から農業委員会へ意見を求められているものでございます。

なお、農用地利用集積等促進計画により、貸借権の設定を行うのは、全 19 筆、設定面積の合計は 30,951 m<sup>2</sup>でございます。

貸借権の設定を受けようとするものにつきましては、耕作等の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用し、農作業に常時従事するものと認められるため、いずれも支障はなく、異議はないものと考えます。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長 (八木正邦 会長職務代理者)

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありません

んか。

(「なし」の声あり。)

ご発言がないので「異議なし」と回答することに決してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議なしと認め、「議案第 178 号」は「異議なし」と回答することに決しました。

次に、日程第 8「議案第 179 号 地域計画策定案に対する意見について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局 (井上吾郎君)

「議案第 179 号 地域計画策定案に対する意見について」

本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第 19 条第 1 項の規定により、本市が地域計画を策定するにあたり、同法第 19 条第 6 項の規定により、たつの市長より農業委員会へ意見を求められているものでございます。

本件につきましては、令和 7 年度 2 月定例会以降、地域計画策定案について審議し、「異議なし」として意見を附し、現在、80 集落で 67 の地域計画が策定済みとなっております。

この度、新たに、                    地区、                    地区、          地区、          地区及び          地区の合計 5 地区につきまして、農業経営基盤強化促進法第 19 条第 1 項の規定により地域計画を策定するため、同法第 19 条第 6 項の規定に基づき、委員会へ意見を求められているものでございます。

地域計画については、地域の農業の将来の在り方及び将来の農地の効率的かつ総合的な利用に関する 10 年後の目標等を定め、地域が地域の農業を今後どうしたいのかという意思表示を表すものです。

なお、今後の流れとしては、3 月中旬に 5 地区の計画案の公告及び縦覧を 2 週間行い、3 月末に計画策定の予定です。また、策定した計画については、これで計画が終了するのではなく、毎年内容を見直す予定です。

また、未策定の地域についても引き続き地域と策定に向けて協議を行い、計画を進める予定です。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（八木正邦 会長職務代理者）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり。）

ご発言がないので「異議なし」と回答することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

ご異議なしと認め、「議案第 179 号」は「異議なし」と回答することに決しました。

4 閉会宣告

○議長（八木正邦 会長職務代理者）

以上で本日の議事は、全部終了しました。これをもって、本日の定例会を閉じます。

閉会宣告 午前 10 時 56 分

たつの市農業委員会会議規則第 18 条第 2 項の規定により署名する。

令和 8 年 2 月 2 6 日

たつの市農業委員会議長  
(八木正邦 会長職務代理者)

議事録署名委員  
(19 番 前田喜代和委員)

議事録署名委員  
(1 番 三村誠委員)